

## 和歌山市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。次条において「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、保護施設（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限り、都道府県が設置するものを除く。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(保護施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 保護施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の規定による基準をもって、その基準とする。

(人権擁護)

第4条 保護施設には、入所者及び利用者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置かなければならない。

2 保護施設は、職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(災害対策推進員の配置)

第5条 保護施設には、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策推進員の配置)

第6条 保護施設には、入所者及び利用者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。